

結城市技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

1 現状

本市の財政状況は、引き続き厳しい状況にあり、その健全化を図ることが重要な課題となっております。

本市では、平成17年度を初年度とする「第3次結城市行政改革大綱」及び「結城市行政改革集中改革プラン」を策定し、積極的に行政改革に取り組んでおり、これらの計画の推進項目の一つとして「給与の適正化」を掲げその推進を図っているところです。

この取組方針は、平成19年7月に国から示された「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」に基づき策定するものであり、今後の技能労務職員等の給与等の見直しの基本となるものです。

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

| 区分 | 公務員 | | | | 民間 | | | A/B |
|------|-----|-------|----------|---------------|-----------------|-------|---------------|-----|
| | 職員数 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 (A) | 対応する民間 の類似職種 | 平均年齢 | 平均給与月額 (B) | |
| 全体 | 13人 | 50.3歳 | 359,569円 | 370,885円 | - | - | - | - |
| 清掃職員 | 1人 | 57.4歳 | 394,900円 | 445,100円 | 廃棄物処理従業員 | 43.3歳 | 299,800円 | 1.5 |
| 学校給食 | 6人 | 47.5歳 | 340,867円 | 350,034円 | 調理士 | 43.1歳 | 264,900円 | 1.3 |
| 用務員 | 1人 | 53.9歳 | 373,500円 | 378,200円 | 用務員 | 53.9歳 | 227,200円 | 1.7 |
| その他 | 5人 | 51.4歳 | 372,160円 | 379,680円 | - | - | - | - |

「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

「平均給与月額」とは、基本給のほか、扶養・住居・通勤・時間外勤務・特殊勤務等の手当の合計額である。

その他とは、作業員及び保育所調理手である。

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16年～18年の3ヶ年平均)

(2) 年齢別職員数

(平成19年4月1日)

| 区分 | 20歳 | 20歳 | 24歳 | 28歳 | 32歳 | 36歳 | 40歳 | 44歳 | 48歳 | 52歳 | 56歳 | 60歳 |
|------|-----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----|
| | 未満 | ～ 23歳 | ～ 27歳 | ～ 31歳 | ～ 35歳 | ～ 39歳 | ～ 43歳 | ～ 47歳 | ～ 51歳 | ～ 55歳 | ～ 59歳 | 以上 |
| 全体 | 人 | 人 | 人 | 2人 | 人 | 人 | 1人 | 人 | 2人 | 3人 | 5人 | 人 |
| 清掃職員 | | | | | | | | | | | 1人 | |
| 学校給食 | | | | 2人 | | | | | | 1人 | 3人 | |
| 用務員 | | | | | | | | | 1人 | | | |
| その他 | | | | | | | 1人 | | 1人 | 2人 | 1人 | |

(3) その他技能労務職員の給与に関する事項

ア 給料表

就業規則給料表（国家公務員の行政職給料表（二）に同じ）の5級制を採用しています。
職務の経験年数等に応じた昇格基準を設けています。

イ 手当

扶養手当・住居手当・通勤手当・特殊勤務手当・時間外勤務手当・休日勤務手当・夜間勤務手当・期末勤勉手当を、それぞれ該当者に支給しています。

なお、諸手当のうち、主な手当の内容は、次のとおりです。

（平成19年4月1日）

| 手当の名称 | 手当の内容（月額） | 国制度との異同 | |
|--------|-----------------|--------------|---|
| 扶養手当 | 配偶者 | 13,000円 | 同 |
| | 扶養親族 | 1人につき 6,500円 | 同 |
| | 配偶者なしの場合の1人目 | 11,000円 | 同 |
| 住居手当 | 借家（家賃55,000円以上） | 27,000円 | 同 |
| | 持ち家5年目まで | 2,500円 | 同 |
| 通勤手当 | 交通機関等利用者の支給限度額 | 55,000円 | 同 |
| | 自家用車等利用者の支給限度額 | 24,500円 | 同 |
| 特殊勤務手当 | 感染症防疫作業手当 | 1日につき 600円 | 同 |
| | 行旅死病人取扱手当 | 1日につき 1,400円 | 同 |
| | 植物防疫作業手当 | 1日につき 450円 | 同 |
| | 危険業務手当 | 1日につき 500円 | 異 |
| | 犬猫死体処理手当 | 1日につき 500円 | 異 |

ウ 昇給基準

昇給時期を、毎年4月1日と定め、それぞれの勤務実績・勤務評価等に応じて昇給を実施しています。ただし、人事評価制度が確立されるまでの期間は、「勤務評定」に基づき昇給を実施しています。

2 基本的な考え方

本市では、現在まで「行革大綱」及び「集中改革プラン」に基づき、事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、民間委託、IT化などによる事務の効率化を積極的に推進することにより、適正な定員管理に努めてきました。

また、職員給与については、国に準拠した制度及び運用を基本に、適正な給与体系の確立を図っています。

具体的には、技能労務職員の退職者に対する不補充、給食センターの民間委託、国に準拠した給料表への見直し、各種手当の見直し等を実施してきました。

今後も、退職者不補充を進めるとともに、民間委託等にあたっては、適正な管理のもと、市民サービスの維持・向上等に留意しつつ、効率性・経済性等を考慮し、民間委託等にふさわしい業務については、積極的に民間委託や民営化を推進します。

さらに、技能労務職員の中から、勤務状況や適性等を精査のうえ、一般事務職員への任用換えを行います。

3 具体的な取組内容

(1) 給料表

平成19年度から国に準拠した就業規則給料表に改正しています。

(2) 手当について

ア 特殊勤務手当については、数年来見直しを実施しており、現在は5種類の手当を設けていますが、今後、支給実績等を考慮しながら引き続き見直しを行ってまいります。

イ 住居手当については、平成19年4月から国に準拠して、持ち家5年経過後の支給を廃止しています。

(3) 昇格・昇給のあり方

現在のところ人事評価制度は導入していませんが、毎年全職員を対象に勤務評価を実施し、昇給・昇格に反映しています。今後、人事評価制度導入の検討を行い、職員の能力・実績をより重視した給与制度への転換を図ってまいります。

4 その他

今後の技能労務職の職員数の推移については、平成19年4月1日現在の技能労務職員数13人のところ、退職不補充や民間委託の推進、一般事務職員への任用換えにより、平成27年度には3人（作業員）となる見込みです。

特に、平成19年8月から民間委託を開始した給食センターの学校給食員については、保育所調理士として配置していますが、今後の定年退職を考慮すると、保育所調理業務の民間委託等についても検討が必要と考えております。

技能労務職員数の推移

(毎年度4月1日)

| 区 分 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 全 体 | 人 11 | 人 11 | 人 8 | 人 7 | 人 7 | 人 5 | 人 4 | 人 3 | 人 3 | 人 3 | 人 2 |
| 清掃職員 | 1 | 1 | | | | | | | | | |
| 学校給食 | | | | | | | | | | | |
| 用務員 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | | |
| その他 | 9 | 9 | 7 | 6 | 6 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 | 2 |